

旅客営業規則

目 次

第 1 編 総 則

この規則の目的	第 1 条
適用範囲	第 2 条
用語の意義	第 3 条
運賃・料金前払の原則	第 4 条
諸料金切符の発行方	第 5 条
契約の成立時期及び適用規定	第 6 条
旅客の運送等の制限又は停止	第 7 条
運行不能の場合の取扱方	第 8 条
キロ程のは数計算方	第 9 条
期間の計算方	第 10 条
乗車券類・切符類等に対する証明	第 11 条
旅客の提出する書類	第 12 条

第 2 編 旅客運送

第 1 章 通 則

乗車券類の購入及び所持	第13条
駅員無配置駅の旅客の取扱方	第14条

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

乗車券類の種類	第15条
乗車券類の発売箇所	第16条
乗車券類の発売範囲	第17条
乗車券類の発売日	第18条
割引乗車券等の不正使用の場合の取扱	第19条
発行者に対する制裁	第20条
旅客運賃割引証及び通学証明書発行の監査	第21条
割引証及び証明書が無効となる場合及びこれを使用できない場合	第22条

第 2 節 普通券の発売

普通券の発売	第23条
被救護者割引普通券の発売	第24条
被救護者割引証	第25条

第 3 節 定期券の発売

通勤定期券の発売	第26条
通学定期券の発売	第27条

第 4 節 回数券の発売

回数券の発売	第28条
通学割引回数券の発売	第28条の2

第 5 節 団体券の発売

団体券の発売	第29条
団体取扱条件の指定	第30条
責任人員	第31条
団体旅客に対する保証金	第32条

第 6 節 貸切券の発売

貸切券の発売	第33条
貸切旅客に対する保証金	第34条

第 7 節 列車指定券の発売

列車指定券の発売	第35条
----------	------

第 3 章 旅客運賃

第 1 節 通 則

旅客運賃の計算	第36条
旅客運賃の計算に使用するキロ程又は区間	第37条
京阪線と大津線にまたがる場合の普通旅客運賃	第38条

鋼索線と京阪線・大津線にまたがる場合の普通旅客運賃	第38条の2
鋼索線と京阪線・大津線にまたがる場合の定期旅客運賃	第39条
旅客の区分及びその旅客運賃の收受方	第40条
小児の旅客運賃	第41条
旅客運賃割引の重複適用の禁止	第42条

第 2 節 普通旅客運賃

大人片道普通旅客運賃	第43条
割引の片道普通旅客運賃	第44条
特定区間の片道普通旅客運賃	第45条
往復普通旅客運賃	第46条
被救護者割引	第47条

第 3 節 定期旅客運賃

大人定期旅客運賃	第48条
割引の定期旅客運賃	第49条
特定区間の大人定期旅客運賃	第49条の2

第 4 節 回数旅客運賃

回数旅客運賃	第50条
--------	------

第 5 節 団体旅客運賃

団体旅客運賃	第51条
団体旅客の無賃扱	第52条
特殊団体の割引率	第53条
団体旅客運賃の計算方	第54条
実際乗車人員が責任人員に満たない場合に收受する旅客運賃	第55条

第 6 節 貸切旅客運賃

貸切旅客運賃	第56条
貸切旅客運賃の最低額	第57条
定員超過の場合の貸切旅客運賃	第58条

第 7 節 列車指定料金

列車指定料金	第59条
貸切旅客に対する列車指定料金	第60条

第 8 節 その他の料金

鉄道駅バリアフリー料金	第61条
貸切車の留置料金	第62条
貸切取消の場合の回送料	第62条の2

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通 則

乗車券類の使用条件	第63条
効力の特例	第64条
券面表示事項が不明となった乗車券類	第65条
自動改札機用券裏面の磁気表示が不明となった乗車券類	第65条の2
不乗車区間に対する取扱	第66条
通用期間の起算日	第67条
効力のない乗車券を使用しようとした場合の取扱方	第68条

第 2 節 乗車券類の効力

通用期間	第69条
列車指定券の効力	第70条
列車指定券が無効になる場合	第71条
通用期間経過後の継続乗車の取扱方	第72条

途中下車	第73条
回数券の同時使用	第74条
改氏名の場合の定期券の書替	第75条
乗車券が前途無効となる場合	第76条
前途無効となる乗車券類の特例	第77条
定期券以外の乗車券類が無効となる場合	第78条
定期券が無効となる場合	第79条
通学定期券の効力	第80条
被救護者用割引乗車券の効力	第81条

第 5 章 乗車券類の様式

第 1 節 通 則

乗車券類の表示事項	第82条
この章に規定する乗車券類の様式	第83条
乗車券類様式の補足	第84条
字模様の印刷	第85条
乗車券類の駅名等の表示方	第86条

第 2 節 乗車券類の様式

第 1 款 普通券の様式

券売機発行の普通券の様式	第87条
特別補充券の様式	第88条

第 2 款 定期券の様式

定期券の様式	第89条
--------	------

第 3 款 回数券の様式

回数券の様式……………第90条

第 4 款 団体券の様式

団体券の様式……………第91条

第 5 款 貸切券の様式

貸切券の様式……………第92条

第 6 款 列車指定券の様式

列車指定券の様式……………第93条

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

乗車券類の改札……………第94条

乗車券類の引渡し……………第95条

第 2 節 乗車券類の改札及び引渡し

普通券の改札及び引渡し……………第96条

定期券の改札及び引渡し……………第97条

回数券の改札及び引渡し……………第98条

団体券及び貸切券の改札及び引渡し……………第99条

第 7 章 乗車変更等の取扱

第 1 節 通 則

乗車変更等の取扱箇所	第100条
払いもどし請求権行使の期限	第101条
乗車変更をした乗車券類について旅客運賃の收受又は 払いもどしをする場合の既収額	第102条

第 2 節 乗車変更の取扱

第 1 款 通 則

乗車変更の種類	第103条
乗車変更の取扱範囲	第104条
継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止	第105条
別途乗車	第106条

第 2 款 乗 越

乗 越	第107条
回数券の乗越	第107条の2

第 3 款 方 向 変 更

方向変更	第108条
回数券の方向変更	第109条

第 4 款 団体券変更

団体券の行程変更	第110条
----------	-------

第 3 節 旅客の特殊取扱

第 1 款 通 則

旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還	第111条
乗車変更の手数料の払いもどし	第112条
旅客運賃の払いもどしをしない場合	第113条
列車指定券所持の旅客に対する乗車変更の取扱	第114条

第 2 款 無 札

無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受	第115条
定期券不正使用旅客に対する旅客運賃増運賃の收受	第116条
列車指定券の無札旅客に対する列車指定券および増料金の收受	第117条
無札旅客の乗車駅不明の場合	第118条

第 3 款 紛 失

乗車券類紛失の場合の取扱方	第119条
列車指定券紛失の場合の取扱方	第120条
再收受した旅客運賃の払いもどし	第121条
団体券及び貸切券紛失の場合の取扱方	第122条

第 4 款 任意による旅行の取りやめ

旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	第123条
------------------	-------

旅行開始前の列車指定券の払いもどし	第124条
使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払いもどし	第125条
旅行開始前の団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払いもどし	第126条
継続乗車中の旅客に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合	第127条
不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合	第128条
定期券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	第129条
旅行中止による通用期間の延長及び旅客運賃の払いもどし	第130条
傷い疾病等の場合の証明	第131条

第 5 款 運行不能及び遅延

列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方	第132条
乗車券通用期間延長の取扱方	第133条
無賃送還の取扱方	第134条
運行不能の場合における他経路乗車の取扱方	第135条
運行不能の場合の旅客運賃の払いもどし駅	第136条
運行不能区間の旅客運賃の払いもどし	第137条
運行休止の場合の旅客運賃の払いもどし	第138条
列車指定券の払いもどし等	第139条

第 6 款 誤乗及び誤購入

誤乗区間の無賃送還	第140条
誤乗区間無賃送還の取扱方	第141条

乗車券誤購入の場合の取扱方	第142条
---------------	-------

第 8 章 入 場 券

入場券の発売	第143条
入場券の料金	第144条
入場券の効力	第145条
入場券の発売制限	第146条
入場券が無効となる場合	第147条
入場券の様式	第148条
入場券の改札及び引渡し	第149条
無札入場者	第150条
入場料金の払いもどし	第151条

第 9 章 手 回 り 品

手回り品及び持込禁制品	第152条
無料手回り品	第153条
有料手回り品及び普通手回り品料金	第154条
普通手回り品切符	第155条
普通手回り品切符の使用条件	第156条
持込禁制品又は制限外手回り品を持込んだ場合の処置	第157条
持込禁制品を持込もうとした場合の処置	第158条
旅客運送の伴わない物品を持込んだ場合の処置	第159条
手回り品の保管	第160条

第 10 章 雑 則

旅客の輸送契約条件の変更	第161条
--------------	-------